

民族国家の意味と「国民国家」という概念の持つ混乱： 「市民社会」の「世界秩序システム」への参加へ

The Meaning of “Nation-States” in Japanese and its Confusion: Civil Society’s Participation in the World Order System

鈴木 英輔*

Eisuke Suzuki

The two different Japanese expressions used for “nation-states” have confused foci of inquiry between internal political processes and international relations. Before 1945 the Japanese word for the “nation” of the concept of “nation-state” was “*minzoku*” (民族), but after Japan’s defeat it has become overwhelmingly common to use “*kokumin*” (国民). The former refers to a group of people of the same ethnicity, which is traditionally expressed by the word “nation” and it became the basis of the early 19th century assumption that each distinct nation should form its own state. The latter is meant to be “nationals or citizens of the state and traces its meaning to the French Revolution that sovereignty belongs to the *nation*. It underscores democratic processes to integrate or unify residents within the territorial state into one group.

The focus on the internal aspects of who is sovereign overlooked the historical development of the state from absolute kingdoms through the break-up of empires to the independence of colonies and to the break-up of newly independent states. The history of the right of self-determination attests that the “one nation, one state” formula is no longer valid and that a state can be made of multiple ethnic groups in a democracy.

This essay suggests that we do away with the use of “*kokumin kokka*” (国民国家 [nation-state]) and use, instead, one word “*kokka*” (国家 [state]) dropping the word “nation”.

キーワード：ウエストファーリア体制、領域国家、主権国家、民族国家、国民国家、市民社会、政治社会、世界秩序システム

Key Words : Westphalia System, territorial state, sovereign state, nation-states, civil society, political society, world order system

はじめに

「国民国家」とは一体何を意味するのでしょうか。かつては「民族国家」と言われていました。今風に説明されているものには、ひとことで言えば、政治権力により国民統合がなされた国だとされています。その前提が、まず一定の領域の境界

が画定しており、その領土に対する排他的権利を政治権力者が行使する政治組織・制度を備えているものだとしており、その境界内の住民が「国民化」された国家だと言われています。したがって、「近代的な国家はすべて国民国家である」という人もいます。¹「国民統合」が成されたというのが国民国家といわれるものですから、現在の国連

* 元関西学院大学総合政策学部教授 <acesuzuki2004@yahoo.com>

1 西川長夫『国民国家論の射程—あるいは<国民>という怪物について』柏書房、1998年257頁。

加盟国193カ国はすべて「国民国家」であるはずで
す。何故ならば、国連加盟国になるには、「主権
国家」として承認されていなければ加盟国になれ
ないのです。にも拘らず、現在の国連加盟国の中
には「破綻国家」といわれる「国民国家」など考える
余裕さえない“主権国家”も多く存在します。

今、2014年の初頭から発生したウクライナ共和
国の政変と危機に関して「国民国家」論はどのよう
に説明してくれるのでしょうか。ソ連邦崩壊から
生まれた「ウクライナ共和国」は「国民国家」なの
でしょうか。もし国民統合が成されていたのなら
ば、なぜクリミアは分離したのでしょうか。柄谷
行人氏は「国民国家による他の民族の支配は、意
図せずして、国民国家を作り出してしまう」と言
明しています。² 今まで支配されていた「他の民族」
が独立して国家になるとどうして新たな「国民国
家」になるのでしょうか。大英帝国に植民地として
支配されていたアラブ民族であるスーダン³は1956
年1月に独立国になりましたが、なぜ「民族国家」
と訳されずに「国民国家」となるのでしょうか。国
民統合を成し遂げたと考えられる新生「国民国家」
であったはずであるスーダン共和国は、なぜ独立
後50余年をもへても南部のデインカ人を中心とす
る異民族がさらに「南スーダン」として2011年7月
に独立することになったのでしょうか。それこそ、
一つの国家として国民統合が成り立っていな
かったという証左ではないのでしょうか。

1. 「民族国家」から「国民国家」への代替の背後に あるもの

ここにかつて東京大学法学部で政治史・外交史
を講じていた東京大学名誉教授、岡義武、が著し
た名著『国際政治史』があります。³ この名著はも
ともと1955年に岩波全書の一冊として発刊された
ものです。この本の中には、現在あたかも「自明
のこと」として使われている「国民国家」という概
念も言葉も一切使用されていないのです。岡教
授はその著書の冒頭に、「今日われわれの理解す
る意味での国際社会が生まれたのは、主権国家
の成立に始まるといってよい」に始まり、⁴ 「民族
国家(nation-state; national state)として発展をと
げるようになった」と述べています。⁵ この著書
の中では、「民族国家」という名称以外は、「主権国
家」あるいは単に「国家」とか「国」という名詞が使
われているだけなのです。何故でしょうか。いつ
頃から、この「国民国家」という概念は使われるよ
うになったのでしょうか。岡教授の記述に一つの
ヒントがあるように思います。原本の昭和30年9
月(1955年)に記された序文に「国民的利益」とい
う概念・言葉が導入されています。まして、そ
の言葉の脇に「ナショナル・インタレスト」とル
ビが振られているのです。岡教授は、この序文
で、「国民的利益」という概念は本来きわめて抽象
的かつ不明確なものである。このような概念を素
朴に定立して、国家なり外交なりが国民的利益を
追求するものと予断して、そのような観点から国
際政治の歴史的過程を記述することは、多くの問
題を含むものといわねばならない」と断言してい

2 柄谷行人『世界史の構造』岩波書店、2010年、339頁。ただし、柄谷氏がここで言っていることは、植民地宗主国による他の民族の支配を指しています。強調の傍点は私の手によります。もちろん、Iウォーラーズテインのように「形式的には独立したものの、国民的統合とでもよぶべき過程にはいまだに成功していない時期の諸国家」という定義を使えば、「すべてないしほとんどのラテンアメリカ諸国がこの定義に含まれるし、南北戦争前の合衆国もそうであるし、「少なくとも20世までの、というよりおそらく今日に至るまでの東欧も確実に含まれるであろう。それどころか、早い時期をとれば、西欧や南欧さえこの定義に合致しよう」と述べています。そういうことを考えると、「国民国家」といわれる国は非常に稀な存在であるということです。Iウォーラーズテイン、『近代世界システム I——農業資本主義と「ヨーロッパ世界経済」の成立』、名古屋大学出版会、2013年、5頁。

3 岡義武『国際政治史』岩波現代文庫、2009年。

4 同上、5頁。

5 同上、7頁。

るのです。⁶ 同じように、「ネーション・ステート (nation-state)」を「民族国家」と訳さず「国民国家」と訳すときにも、その時の思潮に乗った結果なのでしょうか。

碩学丸山真男氏は1936年に発表した「政治学に於ける国家の概念」では「仏蘭西を中心軸として英国といはば対蹠の地位にあるのが独逸である。この国はナポレオン戦争によって漸く中世的情眼を破られ、資本は民族国家の建設過程と密接な利害共同の上に立って進展した」と記述していたのです。⁷ さらに1951年に著した「日本におけるナショナリズム」でも「ルネッサンスと宗教改革に始まる近世民族国家の発展」⁸ を述べていたのです。

西川長夫立命館大学教授によると、「国民国家」という用語は、“nation-state”の訳語として「社会科学の領域ではかなり古く」使われており、敗戦直後(1946年5月)に出版された丸山真男氏の「超国家主義の論理と心理」にも出てくると言明しています。⁹ その論文の中で丸山氏は「近代国家はネーション・ステートと云われている」と述べて、¹⁰ 「国民国家の形成される初期の絶対主義国家」に言及していましたが、¹¹ その時には、ひと昔前に使用していた「民族国家」の話は都合よく失念したのです。¹² その三年後にも丸山氏の「近代日本思想史における国家理性の問題」¹³ にでも「国民国家」という用語が散見できます。もっとも、丸山教授は、1944年に書かれた「国民主義の『前期的』形成」の中

で「国民」ないし「国民国家」は言語や文化の共通性ではなく、国政に主体的に参加するという国民一人ひとりが責任意識を持った「個人主義者たることに於いてまさに国家主義者」¹⁴ となるような「国民意識を背景として成長する国民的統一と国家的独立の主張」をひろく「国民主義」であるとナショナリズムを定義していました。¹⁵ その論文の中で丸山氏は「Nationalism は民族主義と訳されるが、民族主義というと、例へば他の一国家の本土に少数民族として存在し、或いは植民地となっていた民族が独立するか、数個の国家に分属していた民族が一国家を形成するとかいふ場合は適当であるが、我国の様に昔から民族的純粋性を保ちいわゆる民族問題を持たなかった国に於いては如何であろうか」と述べ、「民族主義」という言葉を、日本の政治状況に関しては使っていなかったのです。それでも、「民族が独立する」場合には良しとしたのでした。¹⁶ しかし、西川氏は、「国民国家論という形で広く使われはじめたのはこの十数年ではないでしょうか」と1997年11月に述べているのです。¹⁷ 上野千鶴子東京大学名誉教授も、「八〇年代になってから、にわかにな『国民国家』が分析概念として脚光を浴びた」と説明していました。¹⁸ 上野氏はその背景として、「八〇年代の歴史の激動を通じて初めて『国家』が『宿命』としてのあり方から『脱自然化』されたというわたしたち自身の歴史的な被規定性を忘れることはできない。『国民国家』

6 同上、2頁。

7 丸山真男『戦中と戦後の間』みすず書房、1976年、4頁。強調の傍点は私の手による。

8 丸山真男『日本におけるナショナリズム』、『増補版 現代政治の思想と行動』未来社、1964年、152頁、155頁。強調の傍点は私の手による。

9 西川長夫、前掲脚注1、256頁。

10 丸山真男『超国家主義の論理と心理』、『増補版 現代政治の思想と行動』未来社、1964年、11頁、12頁。

11 同上、13頁。

12 同上、13頁。

13 丸山真男『近代日本思想史における国家理性の問題』雑誌『展望』1949年1月号、『忠誠と反逆—転形期日本の精神的位相』筑摩書房、1992年、197頁

14 丸山真男『福沢に於ける秩序と人間』『丸山真男集第2巻』岩波書店、1996年、219頁。強調の傍点は原文のまま。

15 丸山真男『国民主義の『前期的』形成』、『丸山真男集2巻』同上、225頁、227-228頁。強調の傍点は原文のまま。小熊英二「〈民主〉と〈愛国〉—戦後日本のナショナリズムと公共性」新曜社、2002年、74-77頁参照。

16 同上、230頁、脚注(2)。強調の傍点は原文のまま。

17 西川長夫、前掲脚注1、256頁。

18 上野千鶴子『『国民国家』と『ジェンダー』—『女性の国民化』をめぐる—』『現代思想』1996年10月号、西川長夫、前掲脚注1、32頁からの引用。

の相対化は、目の前で巨大な国家が崩壊することを通じて、『市民社会』の神話に反して、国家の肥大した役割と『市民社会』の自律性を疑わせるという逆説的な働きの中から生まれた」のだと主張しています。¹⁹

この上野氏の主張を受けて、西川氏は「『国家』が『宿命』としてのあり方から『脱自然化』されたという指摘は、現在の国民国家論の性格をうまく言いあてていると思う。自分たちが『宿命』としてとられていたものが何であったか、ようやく見えはじめたという開放感と喜びがたしかに国民国家論に生気を与えている」と断言しているのです。²⁰ 不思議なことに、「国民国家論」として「国民国家」を主張する人には、多分、何か別の意味があるように思えます。西川氏が端的に認めるように「自己を日本や日本国民と同一化して何ごとかを語りあるいは行うことだけは止めよう」という。何故ならば、「戦争はいつも国民を巻き込む。国民はつねに加害者であり被害者だ。戦争責任を負うというのは究極的には、そのような国家を支える国民をやめるとのことだ」と主張しているのです。²¹ つまり、西川氏は、ヘーゲルがいう「国家の自立と主権を維持するという義務」²² を放棄することだと主張しているのです。ここでは、ヘーゲルの言葉を紹介しておきます。

国家が単に市民社会と見なされ、そして国家の究極的目的がただ生命と所有を保障することだけであると見なされるとすれば、そこにはひどい計算ちがいがある。というのはこの保障は、ぜひとも保障されなければならないものが犠牲にされたのでは、得られないわけであって、——条理はむしろその逆であるか

らである。²³

以上のような論議を吟味すると、どうも「国民国家」論は日本の国内的な政治・社会状況と個人との関係を分析の対象としているのではないのかと思うわけです。つまり、その元は市民革命を経た国内政治体制の話なのです。丸山教授が主張するように、「ナショナリズムは一定の段階に於いてまさに個人的自主性の主張と不可分に結合」しているのです。日本にとっては「民族主義」ではなく「国民主義」と呼んだのであるというように、²⁴ 日本の固有な概念が創りだされてきたのです。小熊英二教授がその変遷をうまく総括しています。

ただし、敗戦直後の民族論と、一九九〇年代の国民化論には、大きな相違があった。九〇年代の国民国家論では明治以降の日本は近代化された「国民国家」であるという前提に立ち、「国民国家」が批判されていた。それにたいし敗戦直後の民族論では、近代化を促進して「国民国家」をめざすべきだと唱えられていたのである。²⁵

II. 市民革命による国家の内部的「主権者」選出手続きの民主化と外部的「国家主権」の不変性と混乱

絶対主義国家を崩壊させたフランス革命後の「主権国家」の「主権者」は絶対君主から一般市民に移ったのです。絶対主義王権の時代のときには、すでに国家の排他的領土権は確立されており、その領域内での君主の統治権に関しては、相互不干渉の原則を創り上げていたのです。政治権力が排他的領域の中に確立したことが「主権国家」の誕生

19 同上。

20 西川長夫、前掲脚注1、32頁。

21 同上、13頁。

22 ヘーゲル『法の哲学II』 藤野 渉・赤沢正敏訳、中公クラシックス、2001年、404頁。

23 同上。強調の傍点は原文のまま。

24 丸山「国民主義の『前期的』形成」、前掲脚注15、230頁、脚注(2)。

25 小熊英二『<民主>と<愛国>——戦後日本のナショナリズムと公共性』、前掲脚注15、124頁。

を見たわけです。主権国家成立の条件は「他の主権国家」から「主権国家」としての承認を受けることなのです。その承認の前提となるものには、一国の国内の政治体制が君主制であろうとも、独裁政治体制であろうとも、民主主義体制であろうとも、あまり関係はないのです。排他的領土権の確立は、その領域内にすむ人たちがその国家と一体化をなしていくプロセスであったのです。²⁶ そのプロセスこそが政治権力者が創りだすシンボルの下に領域内の住民が政治的に統合されていくことでした。絶対主義王権が打倒されたことにより取って代った「主権者」を「人民」と呼ぼうが、「市民」と呼ぼうが、「国民」とか「民族」と呼ぼうが、そのどちらにしても、一つの「主権者」となるべきものの下地はすでに絶対主義王権体制の下で形成されてきたのです。このプロセスが国内的に集権化された領域内の政治統合の形態だったのです。ただし、これは主として国内だけの形態であったのです。ヘーゲルのいうように、「だから国家の正当性、もっと的確に言って、国家が国外に向かっていかざりでは、その国家の君主権の正当性は、一面ではまったく国内に係わる関係」にすぎなかったのです。²⁷ 柄谷行人氏が的を射た以下のような観察をしています。

日本で「国民国家」という感じが出てくるのは、日露戦争以後、対外的緊張からしばらく解放されて、内部の問題を見る余裕ができた時期です。そのとき、いわば「民権」派が盛り返してきた。一九二五年には普通選挙法も通った。そのような過程が「大正デモクラシー」と呼ばれています。・・・この時期には、明治時代にはなかったようなタイプのナショナリズムが出てきます。つまりネーションが重要

な意味をもつようになったのです。²⁸

ここで思い起さなければならないのは、当時の「大日本帝国」は既に念願の「不平等条約」の改正を1911年に最終的に成し遂げ、欧米の「民族国家」^{ネーション・ステート}によって構成される「国際社会」に「民族国家」として承認を受けて参列していたのです。ただし、国内的な政治形態のいかんを問わず、対外的には国際関係の主体である国家としての「主権」の性格は何も変化がないのです。「主権国家」として承認される三つの必須条件がそのことを端的に示しています。すなわち、(1)ある一定の領土、(2)その領域内に居住する一定の人口、そして(3)その領域を実効支配する統治組織・制度です。この三条件は今も昔も変わりがないのです。もちろん、歴史的には、日本が「欧米の世界」である国際社会に、欧米の世界の利益のために「強制的に引き入れられた」時点においては、²⁹ その国際社会からは「文明国」としての待遇は許されていなかったのです。従って、「不平等条約」という屈辱的な西洋人に対する「領事裁判権」という「治外法権」の設定と「関税自主権」の喪失という条項を押し付けられた条約をまず米国と結び、「最恵国待遇」条項(the most favoured nation clause)による連鎖反応により次々と西洋列国との同様な不平等条約を締結せざるを得ない結果に甘んじなければならなかったという「文明国」という条件が19世紀には存在していましたが。

そもそも日本で「国民」という言葉が一般的に使用されたのは、明治4年(1871)の戸籍法を制定した太政官布告であったのです。³⁰ それまでの封建体制の下では、人は、士農工商という身分制度により上下に、幕藩制度により南北東西の地域に、分断・分割支配されていたので、自分の身分や藩

26 ボール・ハースト『戦争と権力—国家、軍事紛争と国際システム』岩波書店、2009年、68頁：「政治権力の領域化なしには、国家と社会が同一化して行く漸進的なプロセスを想像することは困難」。

27 ヘーゲル、前掲脚注22、418頁。強調の濁点は私の手による。

28 柄谷行人『「世界史の構造」を読む』インスクリプト、2011年、79頁。

29 丸山『日本におけるナショナリズム』前掲脚注8、156頁。強調の濁点は原文のまま。

30 戸籍法制定、明治4年(1871)4月。<http://www.archives.go.jp/ayumi/photo_flash.html?id=8_1>

を越えた「国民」などという意識も概念も持ち合わせていなかったのです。したがって、近代主権国家として統合されるプロセスの中で「国民」という概念が導入されたわけなのです。通常、日本語で「国民」というのは、日本国籍をもっているものであって、ある一つの国家に属する人のことを指しているわけで、既に一つの統一国家が成立していることを前提としているのです。もっとも、丸山教授によれば、「単に一つの国家的共同体に所属し、共通の政治制度を上に載いているという客観的事実」だけでは、近代的意味における「国民」を成立させるのには十分ではないと分析していました。³¹ 何故ならば「国民」になるためには個々人の積極的意識として国家と一体化することを望むこと、「国民たらうとするもの」でなければならないと主張していました。³²

因みに『日本国語大辞典』に依れば「国民」は、「国家を構成する人民。その国に属する人。その国の国籍を持つ人」とあります。³³ よって、論理的手順としては、(1)ある一定の領域に一体化した居住民が、(2)一つの民族として国家を創りだし、(3)その国に属する人が国民と呼ばれる訳です。それを、「民族国家」と呼んだのです。

であれば、どうして「国民国家」と呼び「民族国家」と呼ばないのでしょうか。因みに、冒頭に挙げた岡教授は「民族国家」と呼んでいるのです。³⁴ 「国家」はその内部的構成要件によって民主主義制度であるとか、一党独裁制度だとか、市民革命後の「個人の自由と平等」の理念を反映するかどうかという内部的に規定される面と対外的に「主権国家」として他の国家との関係において規定されるという二重の側面を持っていることは前述しました。かつて「民族」と訳されていた“nation”が近年になって「国民」と訳されてきた流れには、

市民革命以後の民主化の流れを汲み取る国内の政治状況と対外的な主権国家としての国家成立要件との混同にその原因があるように思います。この現象はきわめて日本的な敗戦後の現象だと思えます。冒頭に挙げた岡教授の用語にあるように一般的な「国益」という言葉を使わずに、あえてナショナル・インタレスト「国民的利益」とルビを振って呼ぶことと同じ考えなのです。

そのような民主化時代の政治的な流れとは別に、もう一つの根本的な問題は西洋の概念・言葉を日本語に翻訳するという障害があります。この避けて通れない問題を篠原英朗広島大学教授は、その『国際社会の秩序』の中で以下のように詳しく脚注で説明しています。

一般に日本語で「国民」とは、ある一つの国家に属する人間集団のことを指す。これに対して「民族」とは、多くの場合、人種的同一性を基盤として一つの社会的基盤を共有する人間集団のことを指す。両者は日本語では区別されるが、英語を始めとする欧米語ではともに、“nation”と表現される。国際社会の標準は、欧米語によって形成されているので、国際社会において日本語の「国民」と「民族」に対応する語はないわけである。またさらに事情を複雑にするのが、「国民＝民族」は一つの政治共同体を構成していることが前提となっているため、欧米語における“nation”の概念がしばしば「国家(state)」と同義で用いられてしまうことである。なお英語の“ethnicity”は、人種的な相違に応じて区分される種族集団を表現するために用いられる。しかし明確に一つの社会集団を構成していない場合にも使われるため、日本語の「民族」とはやはり異なる意味を持っていると言うべきであ

31 丸山真男「国民主義の『前期的』形成」、前掲脚注15、227頁。

32 同上。

33 『日本国語大辞典』小学館、第二版、第5巻、2001年。

34 岡義武、前掲脚注3、1、7、8、29、81頁。

ろう。「国民」「民族」「国家」の相違を、日本語の枠組みの中で思索した上で、国際社会にあてはめようとするには、一定の限界がある。国際社会はそれらの語に対応した概念区分を標準にして動いてないからである。本章ではこのような概念上の問題を意識化するために、あえて意図的に「国民」を「民族」あるいは「国家」と置換できるようなものとして取り扱う。もっとも「国民=民族=国家」としての“nation”の概念が生まれたのが、近代以降の時代であることも確認しておかなければならない。³⁵

ここで問題になるのは、単に翻訳の問題ではなく、もっと基本的な歴史の変遷への理解ではなからうかと思えます。まず第一に、どのような政治・社会体制の下に「国家」が成立してきたか、そしてその「国家」たるものを一定の領域に基づいた住民たちが一つの集団として組織化されて、政治組織の中に組み入れられながら、その政治組織を支えていくという過程です。その「国家」成立の前後において創り出されていく「民族」という概念なのです。『民族とナショナリズム』(*Nations and Nationalism*)を著したアーネスト・ゲルナーは、「民族」と「国家」の関係について以下のように述べています。

実際、民族は、国家と同じように偶然の産物であって、普遍的に必然的なものではない。民族や国家が、あらゆる時代にあらゆる状況の下で存在するわけではない。さらに、民族と国家とは、同じ偶然から生まれるものでも

ない。・・・この二つ[民族と国家]が互いに不可欠なものとなる前に、それぞれ出現しなければならず、しかもその出現は、相互に独立で偶発的なものであった。国家は明らかに民族の支援なしに現れた。また、ある民族は明らかに自分たちの国家の祝福を受けずに現れている。³⁶

このゲルナーの著書、*Nations and Nationalism* は、ベネディクト・アンダーソンの『定本 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』の中では、³⁷『国民とナショナリズム』と訳されているのです。³⁸ さらに、アンダーソンの著書では、ナショナリズムは「国民主義」と訳され「ナショナリズム」のルビが振られているのです。³⁹ しかし、ゲルナーがナショナリズムを「第一義的には、政治的な単位と民族的な単位とが一致しなければならないと主張する一つの政治的原理である」⁴⁰ と定義し、「ある政治的単位の支配者たちが、被支配者の多数が所属するのは別民族に属している場合」に「ナショナリズムの感情がとりわけ敏感に反応する」という多民族国家の場合には、⁴¹ まさに丸山氏が指摘したように日本的な「国民」という概念は存在しがたいと思えます。

ユルゲン・ハバーマス(Jürgen Habermas)も述べているように、“nations”は「定住地や部落のように地理的に統合されていて、文化的には共通な言語、習慣、それと伝統によって結ばれている同じ祖先・血筋を持っている人々が作る集団であるが、まだ政治的に国家組織として統合されていないもの」なのです。⁴² これが伝統的な「民族」とい

35 篠田英明、『国際社会の秩序』東京大学出版会 2007: 56-57頁。さらに詳しい概念と用語法に関する解説は塩川伸明「民族とネーション—ナショナリズムという難問」、岩浪新書、2008年、1-36頁を参照。

36 アーネスト・ゲルナー、『民族とナショナリズム』(加藤 節 監訳)、岩波書店、2000年、11頁。

37 ベネディクト・アンダーソン『定本 想像の共同体』白石隆・白石さや訳、書籍工房早山、2007年。

38 同上、11頁。

39 同上、24頁。

40 アーネスト・ゲルナー、前掲脚注36、1頁。

41 同上、2頁。

42 Jürgen Habermas, *Citizenship and National Identity: Some Reflections on the Future of Europe*, in Ronald Beiner (ed.), *Theorizing Citizenship* 255, 258 (Albany, N.Y.: State University of New York Press, 1995), originally published in *12 Praxis International* 1-19 (April 1992).

われるものです。⁴³そして、その概念自体が人為的に創られたものであったかもしれないのです。外敵を前に自発的に醸成されるものも、あるいは特定の目的達成のために政策の一環として作り出されるものもあるのです。山内昌之教授が言うように、「<作爲的・政治的>な力が働いてつくられたものが、時間を経るうちに<自主的・文化的>な性格に転化していき、それを共有する人びとの<共属感覚>を強めることもある。こうして人びとは同じ『民族』への<共属意識>をもつ」⁴⁴ものなのです。

III. 排他的領土権の確立による近代主権国家の成立と「一つの民族、一つの国家」の要求

中世ヨーロッパの領域国家というものは、その領地の「境界」というものも明確には設定されておらず、隣接する領主との力関係によって左右されるような曖昧なものであったのです。まして、領域内に居住する所謂様々な被支配者たるものも、それぞれ別々の支配者に服し規律されていたのです。「貴族、農奴、商人、職人、組合の親方、僧侶そして聖職者などの社会的地位(身分)が、人々が何の法に従うべきなのか、そして誰がそれを行使するのかということを決めていた」のです。⁴⁵「領主」といえども、その統治下に居住する住民をして、その領主の領域に対して排他的な同一化を可能にする文化的、社会的、且つ政治的な要素が不在であったのです。ハンザ同盟にしろ、騎士団にしろ、交易で富を築き上げてきた都市にしろ、現代の自由貿易主義者と同じように、領域国家の境界を越えることによって海外の交易相手との間

での共通の商慣習によって規律されていたのです。⁴⁶

封建土地貴族と僧侶との勢力のバランスの上に存在しつつも、領主としての最終的な権威はローマ法王の権威に屈するという封建領主の下でそれぞれの領域国家が競合していた中世のヨーロッパの「世界」は、17世紀のヨーロッパでの30年戦争終焉と共に幕を閉じたのでした。30年戦争の決定的な成果の一つは、ポール・ハーストが分析したように「宗教と領土とが一对一で対応するような排他的同一化」を成し遂げたことなのです。そもそも、当時の宗教の自由とは、ローマ法王に代表されるカトリック教会の教義からの自由と解放であったのです。それが基本的な宗教改革の要求でした。その運動のプロセスの中に政治権力が介入したわけですから。封建領主・君主の新・旧キリスト教の教義のどちらかへの帰依と加担です。君主が肩入れする宗教教義に反対するものは鎮圧か追放されるわけです。そうすることにより、君主が信奉する宗教と、その領地内に居住する住民との一体化が達成されていったのです。⁴⁷これがハーストのいう「宗教を領域化する」ということなのです。⁴⁸宗教の領域化は同時に排他的領土権の確立だったわけです。

1648年のウェストファーリア条約の成立によって構築されたウェストファーリア体制といわれる新しい制度こそ現代の国際社会の原型を構築したもののなのです。その基本的な原則は、領域国家の領土保全とその領主、国王の統治権の尊重です。今日的な概念で言えば「内政不干涉」です。この二つの原則が導いたのは領域内での国王の権限の増大です。長い戦争に疲弊した国内のかつては君主

43 もっとも、米国に行けば、“nations”は“Jicarilla Apache Nation,” “Cherokee Nation,” “Cheyenne Nation” などのようにアメリカ原住民を示す個別な部族集団が対象になりますが。

44 山内昌之、「ネーションとは何か—日本と欧米の非対称性」、『民族・国家・エスニシティ』、岩波講座・現代社会学第24巻、1996年、10頁。

45 ポール・ハースト、前掲脚注26、59頁。

46 同上、64頁。

47 同上、67頁。

48 同上、69頁。

と拮抗できる勢力を持っていた土地貴族・僧侶に代表される封建勢力の衰退でした。もろもろの有力封建貴族の凋落と、それと同時に、国内の僧侶たちの実権が宗教改革に始まるキリスト統一教会の破綻と神聖ローマ帝国の実質上の崩壊により失われたことです。⁴⁹ その間に、ハンザ同盟などに代表されるギルド集団などが象徴する都市部に生まれた中世以来の商業資本の発展は、昔からの土地に根付いた自給自足の経済を破壊し、物資・資本の流通網を狭い地域の枠を超えて整備する必要に迫られた都市商業資本は、領主である国王の権威に結びつき、国王は都市部の知識・技術・財力を基に自分に忠誠を誓う常備軍と官僚組織を育て上げたのです。こうして生まれてきたのが「絶対王政」なのです。従って「絶対王政への発展と民族国家の成長とは、しばしば相互連携の関係に立った」訳です。⁵⁰

絶対主義王権は対外的にまず第一に神聖ローマ帝国やローマ法皇に対する独立を勝ち取り、対内的に一定の領域内に於いては、王権は他のいかなる領主・貴族や教会の司祭に対して絶対的に優位な地位に立つことになりました。その結果として、同時に対外的には他の絶対王権を認め合うということになったのです。つまり王権国家の国境の尊重とその領域内の統治に対する不干渉という原則ができあがり、「主権国家」として発展してきたのです。近代国家の下地となった絶対王権の下での排他的領域国家内の一般住民の政治的統合プロセスの中で、フランス革命を契機として創り出されてきた概念が「フランス人」としての新しい政治権力との一体化を図る被統治者の統合でした。それを「ナション」と呼んだのです。この新しく用

いられた「ナション“nation”」という言葉を「民族」と呼ぶか「国民」と呼ぶかは、主権国家の形成過程における様々な歴史的状況の偶然の結果だと思います。ちょうどフランス革命当時にプーブル主権（人民主権）とナション主権（国民主権）のどちらを取るかの議論があったように、その違いは「具体的な統治機構のあり方」にあるというのと同じなのです。⁵¹ ウェストファーリア体制の下で絶対王朝が興隆していた当時の諸国は排他的国境が画定しており、中央集権的な統治制度が備わってくれば、その主権国家内の住民は、その国家に属するという意味で当然の事として「国民統合」あるいは「国民一体化」の対象になるわけです。塩川伸明東京大学教授は「ここでいう『国民の一体化』は、その時点では、言語・文化などの共通性に基づくものではなかった。フランス革命当時、住民の言語は統一されておらず、後に標準フランス語とされる言語を話す人たちは全人口のおよそ半分程度だったといわれている」と述べています。⁵² つまり、「国民」という概念は国家が存在することを前提としているのです。塩川氏が、その説明と同時に、「しかし、ではフランスにとって『民族』としての統一性がまったく不要だったかといえば、そうはいえない」と付け加えたところに歴史的偶然の結果があることを端的に示しています。⁵³ 何故ならば、「フランス革命後の長い期間を通して、フランス全土に『標準フランス語』が押し広められ、フランス語を共有するフランス国民がつくりだされた」のであって、「国民の一体性」という政治権力による統合政策の外枠があり、「その後、上からの政策によって言語的統一が推進されていったのであり、それがある程度以上達成された

49 ポール・ハースト、前掲脚注26頁。

50 岡義武、前掲脚注3、8頁。

51 樋口陽一『比較憲法 全訂第3版』青林書院、1992年、65頁。

52 塩川伸明、前掲脚注35、43頁。『「ネイション」という言葉には、その内部では国民が政治を追求することが合法であるとみなされるような範囲という以外に、意味するものはない。』J.ウォーラスティン『近代世界システム IV——中道自由主義の勝利 1789-1914』川北稔訳、名古屋大学出版会、2013年、34頁。

53 同上。

後の『フランス国民』は『民族』的な意味をも帯びることになった」と説明しています。⁵⁴

これを“nation-state”と呼んだのです。つまり、「一つの民族が一つの国家を構成するという国家形態であり、言語や文化も他と異なるのが通常」でした。⁵⁵ そのようなヨーロッパにおける歴史的発展に鑑み多数の異民族を抱える帝国は、その領域内の少数異民族の保護または異民族の解放の対象となり、旧帝国は解体し多数の民族国家として独立していったのです。まさにこれが第一次世界大戦後の「民族の自決」(*national self-determination*)の原則であったのです。⁵⁶ この系譜を柄谷行人氏が正しく以下のように記述しています。「オスマン『帝国』の解体、多数の民族の独立は、西欧諸国家の介入によってなされた。そのとき、西欧の諸国家は、諸民族を主権国家として帝国から解放するのだと主張した」のです。⁵⁷ ここで柄谷氏という「西欧諸国」とは「絶対主義王権国家」から「主権国家」となった「民族国家」なのです。さらに、柄谷氏は以下のように敷衍しています。

西洋列強は、清朝、ムガルといった巨大な世界帝国には手が出せないで、それらの帝国の統治形態を非難し、あたかも帝国に従属している諸民族を解放し主権(民族自決権)を与えるかのようにふるまった。その結果、旧世界帝国は解体され、多数の民族国家に分解し、それぞれが主権国家として独立する道をたどった。要するに、主権国家の存在は必然的

にたの主権国家を創り出す。このように、西ヨーロッパに始まったとしても、主権国家がグローバルに主権国家を生み出さずにはないのである。⁵⁸

これこそレーニンが最初に主張し、米国大統領ウイルソンによって広められたといわれている「民族自決権」の初期の適用です。対象になったのはレーニンにとっては、暴力的に合併されたか、あるいは暴力的に特定の国家の国境内に引き止められている民族であって、その民族がどれほど発達したものでも、遅れたものでも、ヨーロッパに住んでいようが、遠い大洋を越えた諸国に住んでいようが、関係なかったのです。⁵⁹ ウイルソンにとっては、英仏両国の反対に合い、民族自決権の対象範囲は、第一次大戦の敗戦国に対する戦後処理としての「帝国の解体」を求めたヨーロッパに限定されたのでした。これが「民族自決権」と呼ばれた第一段階で、“the right to *national self-determination*”と表現されていました。レーニンもウイルソンも帝国領土分割のための境界線を“nationality”(民族性)を基準としていました。

第二次大戦の終結間近に採択・署名された国際連合憲章では、創設すべき組織自体が「連合国」(“United Nations”)と呼ばれ「連合国」のメンバー国であることが会議に参加する資格であったわけなのです。⁶⁰ まだ独立を果たしていない自治権を強奪された領域を対象とするのに、“nations”という言葉を使った“the right of

54 同上。

55 梶田孝道、「民族・国家・エスニシティ」論の現状と課題、『民族・国家・エスニシティ』、岩波講座・現代社会学24、1996年、248頁。

56 Alfred Cobban, *The Nation State and National Self-Determination* (1969) 参照

57 柄谷行人、前掲脚注2、338頁。強調ポイントは私の手による。

58 同上、249-250頁。強調のポイントは私に手による。

59 V.I. Lenin, “The Right of Nations to Self-Determination, in *National Liberation, Socialism and Imperialism* 45 (1966);

ウッドロウ・ウイルソン「14箇条の平和原則」。<<http://aboutusajapan.usembassy.gov/j/jusaj-majordocs-fourteenpoints.html>>

60 PROTOCOL OF PROCEEDINGS OF CRIMEA CONFERENCE, section I, para. 2(a) & (b):

“2. The nations to be invited to this conference should be:

(a) the United Nations as they existed on 8 Feb. 1945; and (b) Such of the Associated Nations as have declared war on the common enemy by 1 March, 1945. (For this purpose, by the term “Associated Nations” was meant the eight Associated Nations and Turkey.) When the conference on world organization is held, the delegates of the United Kingdom and United State of America will support a proposal to admit to original membership two Soviet Socialist Republics, i.e., the Ukraine and White Russia.” <<http://avalon.law.yale.edu/wwii/yalta.asp>>.

national self-determination"あるいは"the right of self-determination of *nations*"では齟齬があるということで、国連憲章では"the right of self-determination of *peoples*"に変更されたという経緯があります。つまり統一国家を持たない民族にとって、「国民」などという概念は一切存在していません。国連憲章の下での「自決権」は、まず大東亜戦争終結を契機としたアジアの植民地独立戦争と第二次大戦後の反植民地闘争・植民地解放戦争の起爆剤となりました。国連憲章下で脱植民地化を促進してきた「自決権」は、一般的には、欧米植民地宗主国が統治・維持してきた特定の植民地境界線をそのまま国境とした領土と、宗主国の統治組織、制度・装置とを引き継いで独立を果たしたのです。これが「自決権」の第二段階です。もちろん、この先駆けとなったのは、スペインからその植民地の行政区域を基に独立を果たした南アメリカの新生共和国だったのです。これを「占有物保護の原則」(the principle of *uti possidetis*)といい、1986年、国際司法裁判所の「ブルキナ・ファソ対マリ共和国の国境紛争事件」の判決で示されているように、現在でも有効な原則として使用されているのです。⁶¹

もともと、植民地の境界線などは宗主国間の力関係と都合によって恣意的に線引きされてきたものにすぎないので、その境界線の内側には、異民族が同居していることが多々ありました。あるいは、一つの民族が居住していた土地が植民地となり線引きされ、二つの異なった宗主国植民地として分断されるということも珍しいことではなかったのです。それでも、同じ宗主国フランスの植民地であったインドシナのように、最初からヴェト

ナム、ラオス、カンボジアという三つの別々の国に分かれて独立するという運の強い植民地も存在していましたが、脱植民地化のプロセスのなかで独立を成し遂げた多くの国家は、宗主国の植民地境界線を引き継ぐことにより少数の異民族を国内に抱え込む結果になったのです。つまり、植民地宗主国という異民族支配を打倒してひとつの独立国となったにも拘らず、多数民族の支配と少数民族の従属の関係を国内に再び創り出すことだったのです。この新たな展開は、国連憲章下で"national self-determination"という言葉が消え去ったと同じように、かつての第一次大戦後の独立国に与えられた一つの民族が一つの国家を創るという「民族国家」("nation-state")という言葉も、多民族が一つの国家を構成するという現実に直面して、単なる「国家」("state")と呼ばれるように変わって行ったのです。この国連憲章下での第二段階の「自決権」は新たに「主権国家」として承認された独立国の中から、更なる「自決権」を求める少数民族の存在という問題を生み出したのです。これが「自決権」の第三段階といわれる既成の独立国家の一部が分離して新たな独立国となる段階です。インドのように長く「ヴィクトリア・インド」としてインド亜大陸を支配した宗主国イギリスは、インドと島国セイロンとに独立を許さずにはおられなくなり、そのインドも独立後まもなく、1947年の「インドの分割」(Partition of India)と呼ばれるイスラム教徒側のパキスタンが、双方合意の下に分離独立した例もあります。そのパキスタンも地理的にはインドを挟んで東西パキスタンに別れていましたが、1971年に東パキスタンが新たにバングラデッシュとして分離独立したのです。

61 Case Concerning the Frontier Dispute (Burkina Faso/Republic of Mali), Judgment of 22 Dec. 1986, *ICJ Reports* 1986, at 554: "In this connection it should be noted that the principle of *uti possidetis* seems to have been first invoked and applied in Spanish America, inasmuch as this was the continent which first witnessed the phenomenon of decolonization involving the formation of a number of sovereign States on territory formerly belonging to a single metropolitan State. Nevertheless the principle is not a special rule which pertains solely to one specific system of international law. It is a general principle, which is logically connected with the phenomenon of the obtaining of independence, wherever it occurs. Its obvious purpose is to prevent the independence and stability of new States being endangered by fratricidal struggles provoked by the challenging of frontiers following the withdrawal of the administering power." *Id.* at 565.

同じように宗主国イギリスから1960年に独立したアフリカのスーダンでも宗教・人種の違うディンカ人を中心とする南スーダンは40年にわたる戦いの末2011年7月にスーダンから分離独立しました。⁶²

IV. 自決権の主体の変容と「民族国家」から「国家」へ

このような第一次大戦後から今日までの「自決権」の変遷を如実に捉えているのがユーゴスラビアの統合と分裂の歴史です。⁶³ 第一次大戦後にオーストリア・ハンガリー帝国の解体に伴い、様々な王国が複雑な民族の離合集散を重ねて第二次大戦まで不安定な諸国家を形成していましたが、1989年にはユーゴスラビアは、ボスニア=ヘルツゴヴィナ、クロアチア、マケドニア、モンテネグロ、セルビア、スロバニアという別々の自治共和国を組み入れた連邦共和国でした。「国民国家」論者からしてみれば、ユーゴスラビア連邦も、同じく連邦国家であるアメリカ合衆国と同じように、連邦としての「国民国家」なわけです。⁶⁴ 1990年代初期に勃発したユーゴスラビア内戦の結果、ユーゴスラビアの解体が始まり、1991年6月にスロバニア共和国、同年9月にマケドニア共和国、同年10月にクロアチア共和国、1992年3月にボスニア=ヘルツゴヴィナ共和国に分離独立して行ったのです。1999年末にはセルビアとモンテネグロだけがユーゴスラビア連邦に残っていました。そのモンテネグロは2006年6月に独立を宣言し、セルビアも同じく6月にセルビア共和国として独立したのです。これまでの「多民族国家」であったユーゴスラビア連邦の分裂・解体は、「民族」を主

体とした連邦構成国が独立して、新たな「民族国家」をそれぞれ創りだしたのです。それなのに何故「多民族国家」が解体して独立した国を「国民国家」と呼ぶのでしょうか。「連邦を解体し、おびただしい流血を通じて、それぞれ民族国家としての主権と独立を主張した旧ユーゴスラビア連邦の構成員」と述べている国際政治学者の坂本義和東京大学名誉教授は、「国民国家」ということばを『「民族国家」ないし『国民国家』』と二義的に一度しか自分の回想の中で使用していないのです。⁶⁵ ユーゴスラビアの解体は国連憲章下の「自決権」の様態が第一次大戦後の「一つの民族による一つの国家」方式の第一段階に逆戻りしたような印象があります。⁶⁶ そして、最後に、セルビア共和国からコンボ自治州を構成するアルバニア人が分離独立するわけです。新たに2008年2月に生まれたのが「コンボ共和国」なのです。コンボ自治州はセルビア共和国の植民地ではなかったのです。しかし、政治的単位と一定の領域を基盤とする民族的単位が一致すべきであるというナショナリズム政治原理に従って分裂・独立して行ったのです。それと同じようにユーラシア大陸の中央部にあるチベット高原に位置するチベットやその北西にある新疆ウイグルなどの諸民族も「自決権」を要求しています。

さらに、民主主義原理に基づく現代の「自決権」は一国家の領土の変更なしに、その政府の変更にも適用されるのです。最近のチュニジア、リビヤ、エジプトなどの北アフリカ諸国や中東のシリアに吹きまわった民主化の政変こそ、世界人権宣言第21条第3項に、「人民の意志は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期

62 既成の国家からその領土の一部が分離することにより新たな独立国となる問題については、Eisuke Suzuki, "Self-termination in International Law," 89 *Yale Law Journal* 1247 (No.6, May 1980); Eisuke Suzuki, "Self-Determination and World Public Order: Community Response to Territorial Separation," 16 *Virginia Journal of International Law* 779 (1975-1976)参照。

63 Cobban, *supra* note 56, at 42-43: "the history of self-determination is a history of the making of nations and the reaking of states."

64 塩川伸明、前掲脚注35、106-108頁。

65 坂本義和『人間と国家——ある政治学徒との回想(下)』岩波新書、2011年、222、225頁。強調の傍点は私の手による。

66 マルコム・アンダーソン『戦後ヨーロッパの国家とナショナリズム』土倉莞爾・吉田雅雄訳、ナカニシ出版、2004年、92-105頁参照。

のかつ真正な選挙によって表明されなければならない」と規定されているものを裏付けるものです。これが「自決権」の第4段階なのです。かつてヘーゲルは、国家の承認は「国家の内容である体制ないし憲法と実態」にかかっていると述べ、「承認を要求している国家の国内で何が起きているかは、当の他の諸国家にとってどうでもよいことではありえない」と主張しましたが、⁶⁷ その意味するところは、承認を要求する国家は、同じように「他の諸国の独立を尊重する」という責任を持つ能力があるかどうか注目されていました。⁶⁸ しかし、世界人権宣言がいまや国際慣習法と認められている現代においては、さらに、国家・政府の承認は、国内の統治制度・組織が国際人権規定に準拠することが益々要求されてきているのです。かつて「文明国」であることが国際社会への参加条件でしたが、いまや、「人権・民主主義原則の尊重」が新しい要件になりました。1991年に設立されたヨーロッパ復興・開発銀行が国際機関として歴史上初めて、その憲章に「複数政党制民主主義、法の支配、人権の尊重及び市場経済の基本原則」へのコミットメントを誓約したことが象徴的です。⁶⁹

この一連の「主権国家」成立過程とその既存の主権国家から新たな「主権国家」が誕生してくるプロセスを考えると、「国民国家」という概念・言葉がどこに入る余地があるのか理解できないのではないのでしょうか。ここで最も大事なことは、ハーストが断言しているように、「一貫した領土性、排他的な主権を持たないすべての政治体は徐々に国際システムから正当性を奪われ、排斥さ

れ」てきたのが事実なのです。⁷⁰ 少数民族を抱える多民族国家においては、その国家の政治形態が民主主義に基づき実践されているものであれば、異民族間のそれぞれの市民の間には「国民的」政治統合を許すに必要な、ある程度の同質性が存在すると思います。従って、国連の「友好関係原則宣言」にも、⁷¹ 「人民の同権及び自決の原則に従って行動し、それゆえ人種、信条又は皮膚の色による差別なくその領域に属する人民全体を代表する政府を有する主権独立国家の領土保全又は政治的統一を、全部又は一部、分割又は毀損しうるいかなる行動をも承認し又は奨励するものと解釈してはならない」と規定されているのです。⁷² カナダのケベック州を考えてみましょう。イギリス系の勢力が圧倒的なカナダという主権国家の中で、本来、フランス領であったケベックはフランス語系住民が多く、フランス語が公用語であり、フランス民法典が踏襲されているという特異な立場を維持しています。その根底には絶えずくすぶっている「ケベックの分離・独立」の心情が存在するのです。ケベック州のモットー、Je me souviens(忘れない)こそ、その心情を象徴しています。1970年にユネスコが主催した「紛争防止への貢献としての自決権の実践」という専門化国際会議の報告書に以下の記述があります。

国家はそれぞれの民族の特徴に基づき形成されるべきであるという仮説に基づいた19世紀ヨーロッパにおける民族国家の形成を導いた原則は、今日では欠陥があり、危険なものになりうるとされている。実際には、重

67 ヘーゲル、前掲脚注22、418頁。

68 同上。

69 <<http://www.ebrd.com/pages/research/publications/institutional/basicdocs.shtml>> See also W.Michael Reisman & Eisuke Suzuki, "Recognition and Social Change in International Law: A Prologue to Decisionmaking" in W. Michael Reisman & Burns H.Weston (eds), *Toward World Order and Human Dignity* 403, 442-444 (New York: The Free Press, 1976).

70 ボール・ハースト、前掲脚注26、69頁。

71 「国際連合憲章に従った国家間の友好関係及び協力についての国際法の原則に関する宣言」("Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Co-operation among States in accordance with the Charter of the United Nations"), U.N. Doc. A/RES/25/2625, 24 Oct. 1970.

72 <<http://www1.umn.edu/humanrts/japanese/Jprinciples1970.html>>

複する民族(ethnicities)や複合的な自己認識(identities)が存在するのである。まさに、真の民族国家などはほとんど存在しないのだ。と、同時に、民族という概念も一つの現実なのだ。まして、非常に強力なものでもある。国家が創られ、崩壊したり、消滅したりしても、民族は生き延びる傾向がある。これは根絶された民族がないという訳ではない。例えば、アメリカ大陸の初期の民族の多くは集団虐殺の結果もはや生存していない。問題は、国家が権限を実効的に行使する、単なる人工的で、実用的な産物であっても、そして、そのような国家としての産物の多くが外部の植民地宗主国により、地理的、民族的、あるいは歴史的現実を無視して、押し付けられたものであっても、民族は世代から世代を束ねる古くまた心の底から感じさせる現実であって、境界や支配者の変遷を生き残るものである。多くの民族は、それぞれの特異な独特な生活を抹消しようとする外部からの一致協力した努力をも生き延びてきた。よって、例えば、フランス国家権力によって、フランス国民としての自己認識を創り出すために、すべての民族集団を吸収して、それらの特有な自己認識を

抹殺しようとした数世紀にわたる組織的な努力の後であっても、ブルトン人、コルシカ人、アルザス人、そしてバスク人という諸民族は今でも生存し続けている。⁷³

以上のような「一つの民族」が「一つの主権国家」を形成するという原則は、その後の主権国家形成の変遷が明らかにしたように、「単一民族国家」という概念も、現代の脱植民地化による新興「多民族国家」の出現により、その誤謬性が露呈したのです。現代国際法では“nation-state”という用語は既に存在していないのです。よって、一般に使用されている言葉は、「民族」(“nation”)を削除して単に「国家」(“state”)なのです。「国民国家」という日本だけで通用する概念を一つの主権国家の形成過程の歴史的な変遷を歪曲して、国際関係を分析するのに「国民国家」などと当の昔に捨てられた用語を今になっても使っていることが不思議でなりません。⁷⁴

V. 硬直した「過去の言説」⁷⁵ からの自由と

「市民社会」による「国際的政治社会」への参加

さらに不思議なのは、日本が「単一民族」であるという神話が敗戦後の江藤淳氏がいう「閉ざされ

73 “The assumption by some people that states should be formed on the basis of the distinctness of each nation, the principle which led to the formation of nation-states in Europe in the nineteenth century, is today flawed and can be dangerous. The reality is the existence of overlapping ethnicities and multiple identities. Indeed there are very few true nation-states. At the same time, the concept of the nation is also a reality, and one with a tremendous force. Whereas states are created, fall apart or disappear, nations tend to survive. This is not to say that some nations have not been eradicated. A number of first nations of the Americas, for example, no longer exist as a result of genocide. The point is that whereas states are but artificial and pragmatic constructs for effective exercise of jurisdiction, and whereas many of them have been imposed by outside colonial powers without any regard to the geographic, ethnic or historical realities, nations are an ancient and deeply felt reality which binds people from generation to generation and survives changes in boundaries and rulers. Many nations have survived concerted efforts to eliminate their distinct existence. Thus, for example, after centuries of systematic efforts by the French state authorities to absorb all national groups and eradicate their distinctive identities in order to create a French national identity, the Breton, Corsican, Alsatian and Basque nations continue to exist.”

The Implementation of the Right to Self-Determination as a Contribution to Conflict Prevention; Report of the International Conference of Experts held in Barcelona from 21 to 27 November 1998, organized by the UNESCO Division of Human Rights Democracy and Peace and the UNESCO Centre of Catalonia; available at

<<http://www.unpo.org/downloads/THE%20IMPLEMENTATION%20OF%20THE%20RIGHT%20TO%20SELF.pdf>>

74 小熊英二、前掲脚注25、260頁：「マルクス主義中世史家の藤谷俊雄は、一九五二年に『さきに単一民族国家を形成したイギリス、フランス、イタリアなどは他民族の領土を手に入れることによって多民族国家、植民地領有国となり、もはや民族国家ではなくなるのであります』と述べ、戦前の日本を『多民族国家』とよんでいる。小熊氏が言うように「ここでは、多民族国家は植民地領有国家と同義語であり、『単一の民族国家』『一民族の国家』がその対抗概念とされているのである。』」小熊英二「単一民族神話の起源——日本人の自画像の系譜」新曜社、1995年、356頁。

75 小熊英二、前掲脚注25、18頁：「ある社会の、特定の時代において支配的だった言葉の体系ないし構造を、ここでは『言説』とよんでいる。」

た言語空間]⁷⁶の中で創りだされてきたという事実です。⁷⁷ 平和憲法といわれる新憲法を連合国占領軍最高総司令部の下で採択・公布された基本法を広く世に浸透させ、遵守させる必要があったことは事実です。多分、そこには、新生日本は「五族協和」などのスローガンの下での異民族支配を放棄するという期待があったのででしょう。小熊英二教授が言うように「多民族帝国たる戦前の日本では、同化に応じない国内の異文化・異民族に対しては、武力という手段を持っていた。戦後の日本はそれを失った。だが、武力は簡単に民族の壁を超えるが、文化的権威はそうはいかない。それゆえ、津田や和辻のように武力でなく文化に依拠した天皇を描こうとするならば、日本に異民族がいてはならなかった」のです。⁷⁸

新たな国民像を創りだすことこそ対日占領政策に合致していたのです。そういう占領下での政策的な流れの中で、かつて一般的に使われていた「国益」という言葉は、冒頭に挙げた岡教授の例にあるように「国民的利益」という言葉に代わり、その横に「ナショナル・インタレスト」とあえてルビを振るわけです。あたかも外国語のルビが振ってあれば民主的であるかの如くにです。『日本国語大辞典』は「国益」を「国にとって利益となること。国家の利益」と定義し、⁷⁹「ナショナル・インタレスト」は「国家的・国民的な立場で主張することにより、得ようとはかる国家の利益」と説明しています。⁸⁰ どちらにしても同じことなのです。坂本教授が、それに似たような面白いことを言っています。

「現実主義者」も「理想主義者」も、国際紛争解決の手段として「外交」の重要性を認めます。

しかし前者は、「国益」という、誰の利益か曖昧にされたフィクションを目的として掲げる外交を指すのに対して、後者は、具体的な市民の利益である「民益」の擁護を目的とします。そして「民益」を定義するルールが民主主義です。⁸¹

坂本氏のいう「リアリズム」は「現実主義」に“リアリズム”とルビを付けたらどこに違いがあるのかと思います。まして、「民益」は「国益」と具体的にどこが、どのように違っているのかという説明はなされていないのです。「民益」を定義するルールは同じように「国益」を定義するためにも使用できるわけですし、「民益」というのも、誰の利益か曖昧にされたフィクションを目的として掲げる外交を指すものなのです。その理由は憲法学者のほうから出ています。

社会全体に共通する客観的公益などというものは存在せず、あるのは多様な利益集団が競争と妥協の末に各自の目的を可能な限り実現しようとする多元主義的なプロセスであって、その結論を「公益」と呼んでいるにすぎない。⁸²

つまり、「国益」と呼ぼうが^{ナショナル・インタレスト}「国民的利益」でも「民益」でも「公益」であろうとも、すべて同じであって、そういうレッテルの下に、どのようなプロセスを経て、具体的な結論が創りだされてくるかの差だけなのです。ということは、国内の統治や民主政治制度のあり方の問題なのです。つまり、この現象はすべて国内的な政治事象なのです。にも拘らず、なぜ「国民」と言う概念がこれほど中心的な焦点となったのか明らかにされていないのではないかと考えます。ヘーゲルがうまい解説をして

76 江藤淳『閉ざされた言語空間—占領軍の検閲と戦後日本』文春文庫、1994年。

77 小熊英二『単一民族神話の起源』、前景脚注74に詳しく立証されている。

78 同上、345頁。

79 『日本国語大辞典』前掲脚注33、第5巻、568頁。

80 同上、第10巻、157頁。

81 坂本義和、前掲脚注65、195頁。

82 長谷部泰男『世代間の均衡と全国民の代表』、奥平康弘・樋口陽一(編)『危機の憲法学』弘文堂、2013年、205、207頁。

います。

国家が市民社会と取りちがえられ、国家の使命が所有と人格的自由との安全と保護にあると決められるならば、個々人としての個々人の利益が彼らの合一の究極的であると言うことになり、このことからまた国家の成員であることはなにか随意的のことであると言う結論が出てくる。⁸³

この論理から導き出されるものは、ルソーやロックに代表される市民革命の理論付けを打ち立てた個々人の契約論なのです。そして「市民社会」を国家と対峙する位置に置くことによる国家への不振、嫌悪、否定等の問題でしょう。特に日本の場合には、超国家主義とまでいわれた「統帥権の独立」をかさに展開された政治状況に対する反動でしょう。そこから導かれるものが、西川氏が主張するように「国民国家は崩壊すべきもの、乗り越えられるべきもの」という考え方なのです。⁸⁴ もちろん、現在の科学技術・交通・通信などの驚異的な発達に裏付けられたグローバル化の波は、主権国家の条件といわれた排他的国境を無きものとする如く資本、物、人の動きは、非国家組織・団体の増大する力をもって、主権国家の排他的権限を通り抜ける状態を創り出しています。その勢いは、あたかも「国家」たるものが徐々に解体しつつあると言われるまでに成長しているのも事実なのです。⁸⁵ そのような非国家組織・団体が行使する機能的な専門分野における権限は重層的で、複合的で、しかも競合的なものなのです。いまや、かつての中世における社会的身分や職業に従ずる個々人の集団の如く、その属する集団の“権力者”が作り出す慣習・規則に服して、その集団が表面

的には属する領域国家の“主権者”からは、実質的にあまり拘束されていなかったという状況を彷彿させています。⁸⁶ ハンザ同盟に代表されるような中世ヨーロッパの「非領域組織」が、その「超領域性」あるいは「無境界性」ゆえに独自の権力と自治能力を増進して、一時は領域国家と競合関係に入るような勢力を享受していたこともあったのです。しかし、終局的には、領域国家の排他的領土権が確立していくプロセスの中で非領域組織は漸進的に領域国家君主の権力に従属して行ったのでした。相互に承認されることにより成立する「主権国家」の原則が確立された時には、排他的領土を保持しない非領域組織は「主権国家」となるべき必須要件を欠いていたので、より包括的な国際秩序システムが形成されるプロセスの中で排斥され消滅していったのです。そのことを端的に表しているのが国連憲章の前文です。「われら連合国の人民は」で始まった前文は、「われらの各自の政府」が「同意したのでここに国際連合という国際機構を設け」たのです。主体が入れ替わっているのです。⁸⁷ 「連合国の人民」はその人民を代表する「政府」に、そして、その「政府」は、「主権国家」の権限を行使するものなのです。その主権国家が創る組織の基本法である国連憲章は相互の排他的権限を保護するために内政不干渉の原則を憲章第2条第7項に明確に組み入れているのです。

この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し、この原則は、第七章に基く強制措置の適用を妨

83 ヘーゲル、前掲脚注22、217-218頁。強調の濁点は本文のまま。

84 西川長夫、前掲脚注1、281頁。

85 Eisuke Suzuki, "The New Haven School of Jurisprudence and Non-State Actors in International Law in Policy Perspective," *Journal of Policy Studies*, 『総合政策研究』関西学院大学総合政策学部研究会、No.42、2012年、41、48頁参照。鈴木英輔「国家と『世界市民』とグローバル・スタンダード」、『総合政策研究』関西学院大学総合政策学部研究会、No. 43、65-67頁。

86 ボール・ハースト、前掲脚注26、59-60頁。

87 強調の傍点は私の手による。

げるものではない。⁸⁸

この最後の憲章第七章に関する但し書きが実際に発動されるのは非常に稀なことなのです。安保理の実質事項に関しては「大国の一致」原則により安保理の常任理事国全員の一致を必要としているからです。

しかし「グローバリゼーションと呼ばれる、すべてがふくまれるような大風呂敷の概念」⁸⁹が排他的領土権を中核とする主権国家の権限を弱体化させているといわれています。例えば、世界貿易機関(WTO)の大原則の一つである「内国民待遇」(national treatment)原則により、外国企業でも一度国境を越えたら自国企業と同じ待遇を享受できるようになると思えば、資金、通信が手軽になればなるほど“国境を越える活動”は、主権国家の手で今まで無かったほどに締め付けが厳しくなっています。2013年に起きたスノードン事件が明らかにしたように、⁹⁰ 国境の内外を問わず国家の静かな監視の眼は人々の日常生活の中までに入ってきているのです。便利だと思って日常使っているICカードやクレジット・カードは勿論のこと、インターネット上の検索、Eメール、スカイプでの会話などは、その使用者個人の行動に関する情報を本人が知らずの内にすべて取得されているのです。インターネットの世界では、もはや「プライバシー」などというものは存在しないのです。それがビッグ・データといわれるものです。

上に引用した国連憲章第2条第7項の「国内管轄権」を楯に言語道断の人権侵害が特定の国家に発生していても安保理は「人権問題」を理由に憲章第7章の強制措置を執る決議を採択したことがな

いのです。その一方で、「人道的干渉・介入」という国際慣習法に基づく第三国の強制行動を容認する動きが出てきています。また、一昔には考えられなかった「保護する責任」(Responsibility to Protect)の決議が2006年4月28日に安保理で全会一致で採択されているのです。⁹¹ それほどに、「国際的懸念事項」(a matter of international concern)原則が益々受容されてきています。⁹² したがって、現在の主権国家を中心とした国際システムは、紆余曲折、試行錯誤をしながらそのシステムの構成国である主権国家に属する非国家組織・団体の持つ国際問題に関する要求と期待をいかに処遇するか苦心しているのです。何故ならば、これら非国家組織・団体は一つの主権国家が持つ「国力」の一部を形成しているからです。国際的政治場裡で実効的な活動と有意義な役割を果たそうという期待は国家も非国家組織・団体も相互に共有しているものなのです。しかし、そこには主権国家としての大きなジレンマが存在します。主権国家は、国際システムの公式な「意思決定の場」に主権国家として承認されていない行動主体が参入することを排除するという「門番」の役割を負っているからです。そのような門外漢を排除する一方で、主権国家は、非国家組織・団体が持つ特定分野における専門的な知識、技術、信頼性、信用度、現場の知識・経験、行動力などを自らの国益を追求する上で必要としているわけです。このような国際環境の変化を考えれば、もはや一国の政治を伝統的な「国内政策」と「外交政策」とに分離する意味がなくなったのです。当の昔に、外交は「外務省」の占有事項では無くなっているの

88 国際連合憲章、第2条第7項。<http://www.un.org/jp/info/un/charter/text_japanese/>

89 猪口孝『国際関係論の承襲』東京大学出版会、2007年、16頁。

90 グレン・グリーンウォルド『暴露——スノードンが私に託したファイル』新潮社、2014年。鈴木英輔「スノードン事件と『世界市民』」<<http://hojorohin.hatenablog.com/entry/2013/08/01/105545>>

91 UN Security Council Resolution 1674 (2006); available at [http://www.unrol.org/files/S-Res-1674%20on%20protection%20civilians%20in%20armed%20conflict%20\(28Apr06\).pdf](http://www.unrol.org/files/S-Res-1674%20on%20protection%20civilians%20in%20armed%20conflict%20(28Apr06).pdf) 川西晶大「『保護する責任』とは何か」『レファレンス』平成19年3月号、13頁。<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200703_674/067402.pdf>

92 See Myres S. McDougal & W. Michael Reisman, "Rhodesia and the United Nations: The Lawfulness of International Concern," 62 *American Journal of International Law* 1 (1968).

す。この主権国家のジレンマを実効的に解消するためには、国際的な意思決定が執られる公式の場に「門外漢」とされる非国家組織・団体の参加を可能にするようなアクセスを創り出すことなのです。

V. 「国民国家」論を超えて

アントニオ・グラムシによると、「市民社会の強靱な構造」は国家の核心に存在しており、⁹³ 国家こそ外郭の堀に過ぎなく、「市民社会」はその外郭の背後に「強力な要塞と土塁システム」として存在しているのです。⁹⁴ グラムシは、国家は「政治社会」と「市民社会」とから構成されていると考えていました。さらに「政治社会の枠」の中に「複雑な、はっきりと、理路整然とした市民社会」を私個人々のイニシアティブにより構築すべきだと主張していたのです。⁹⁵ この主張は福沢諭吉の「立国は私わたくしなり、公おおやけに非あらざるなり」⁹⁶ に通ずるものがあります。したがって、「市民社会」の民間の個人々が活動できる場を開けた形で設け、国内の政治場裡を通して公式な国際的意思決定の場へ開けたアクセスを確立することが、「市民社会」が一国の「政治社会」の一部として参加することを可能にし、一国の対外政策をより民主的な一般意志を反映するものにするのです。何故ならば、主権国家は現代の世界秩序システムの「門番」の役割を果たすことによって、自らの国力の一部である市民社会を排除しているからです。その主権国家は政治社会と市民社会とによって構成されていることを認識して、相互に牽制・扶助できる関係を持つべきな

のです。そのためにも、情報の開示と意思決定者の説明責任と、その意思決定に利害関係を持つ一般市民の意思決定プロセスへの参加というガバナンスに対する三つの基本的な要件を満たすことが前提条件になるわけです。

このような視点に立てば、市民社会というものは、個人か国家かという二者択一を迫るものではなく、グラムシが主張するように、政治社会の一部であり、「私」の個人々が結成する非国家組織・団体は政治社会に対峙・抗争するべきものではないのです。それどころか市民社会は、政治社会の「通常の延長であり、その有機的な補完体」なのです。⁹⁷ 現在の主権国家中心の世界秩序システムを、丸山教授の言葉を借りれば、「単に外的所与として受取る人間から、秩序に能動的に参与する人間への転換」が果たされなければ、国内秩序システムから世界秩序システムへの連結はできないのです。⁹⁸ 丸山氏がいうように「個人的自主性なき国家的自立」はありえないのです。⁹⁹ したがって、市民社会の一人ひとりが主体的な責任意識を持ち能動的に国家の政治に参加していかなければ、「苛烈なる国際場裡に確固たる独立性」¹⁰⁰ を確立することは出来ないどころか、「市民社会」の能動的な意識の転換と「国際政治社会」への実効的な参加なしには、既存の世界秩序システムを開かれた世界システムに変えていくことはできないのです。

I.ウォーラステインは2050年ごろには「世界の状況はすっかり変わっているはずで、近代世界システムは決定的な終焉を迎え、代替りのシステムに譲位しているはずである」と未来への展望

93 Antonio Gramsci, "State and Civil Society," in *Selections from the Prison Notebooks of Antonio Gramsci* 210, 238

94 *Ibid.*

95 *Id.* at 268.

96 福沢諭吉「明治十年丁丑公論・瘦我慢の説」講談社学術文庫、1985年、50頁。「大義名分は公なり表向なり、廉恥節義は私に在り一身にあり。一身の品行相集て一国の品行となり、その成跡社会の事実に見られて盛大なる者を目して、道徳品行の国と称するなり。」同上、14頁。

97 Antonio Gramsci, *supra* note 93, at 239.

98 丸山「福沢に於ける秩序と人間」前掲脚注14、220頁。

99 同上、221頁。

100 同上、220頁。

を描いています。¹⁰¹ その代わりになるシステムは「いまだに知られていない、知りようもない、この後継となるシステムは、単一であるのか、複数になるのかもわからないし、その特徴がどのようなものになるのか、まだ素描する段階にもない」とI.ウォーラーステインは記していますが、¹⁰² 本来、「過去と現在の現象は一体化しており、予想される未来の現象もそれに付け加わる」¹⁰³ ものであるならば、2050年ごろの世界システムも、現在ある世界システムに「付け加わる」ことにより、新しく変わっていくものであることには間違いないでしょう。

「国民国家」などというある歴史的な経緯のなかで生まれてきた過去の概念を使用することこそ、過去の言説(言語体系)¹⁰⁴ に縛られて、現代の世界秩序システムの理解にはまったくメリットが存在しないと思います。現代の国際関係を記述するには、「主権国家」あるいは単に「国家」で充分なのです。今後、「国民国家」という表現は棄てましょう。♣♣♣

101 I.ウォーラーステイン『近代世界システム IV』、前掲脚注52、8頁。

102 同上。

103 I.ウォーラーステイン『近代世界システム I』、前掲脚注2、7頁。

104 小熊英二、前掲脚注25、17-19頁。